

## 甘味資源作物等生産振興緊急対策事業実施要領（案）

農林水産省生産局長通知

平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇〇〇号

### 第1 趣旨

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づく甘味資源作物等生産振興緊急対策事業の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

### 第2 事業内容等

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1 甘味資源作物増産緊急対策事業           | 別記1   |
| 2 国内産糖経営体質強化対策事業           | 別記2   |
| 3 甘味資源作物等農業機械等リース支援事業      |       |
| (1) さとうきび農業機械等リース支援事業      | 別記3-1 |
| (2) 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業 | 別記3-2 |

### 第3 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第7号により作成し、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を經由して（第2の3の事業にあっては直接。以下同じ。）、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に報告するものとする。

### 第4 事業の評価

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第8号により自ら評価を行い、基金管理団体に報告するものとする。
- 2 基金管理団体は、1の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 基金管理団体は、2の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を別記様式第10号により提出させるものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1及び2に準じて行うものとする。

- 5 基金管理団体は、2及び4の評価結果を地方農政局を經由して生産局長に報告するとともに、別紙様式第9号により、速やかに公表するものとする。
- 6 基金管理団体は、3により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局を經由して生産局長に報告するものとする。
- 7 国は、事業の実施効果等本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(別記1)

## 甘味資源作物増産緊急対策事業

### 第1 事業の内容

基金管理団体は、基金を造成し、甘味資源作物の産地の実情に応じて、生産者が増産に向けて実施する土づくり、防除、農地流動化等の取組に必要な経費を助成するものとする。

### 第2 事務手続

#### 1 事業計画

(1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局を經由して生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

##### ア 事業内容

- (ア) 支援する取組の内容
- (イ) 事業実施主体名
- (ウ) 支援する取組の内容ごとの支援水準
- (エ) 支援する取組の内容ごとの事業費
- (オ) 事業の実施に係る事務に要する経費

##### イ 事業費及び負担区分（年度別）

##### ウ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

生産局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次のとおりとし、重要な変更に係る手続きは(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 支援する取組の内容及び支援水準の変更

#### 2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、生産局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出して、その承認を受けるものとする。なお、基金管理団体が事業実施主体となる場合には、地方農政局を經由して生産局長の承認を受けるものとする。

また、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
  - (ア) 取組内容
  - (イ) 取組規模
  - (ウ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算
- キ 協力体制

(3) 事業実施計画の承認

- ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。
- イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号によりあらかじめ生産局長と協議するものとする。
- ウ 生産局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 成果目標の変更

### 第3 事業の成果目標

1 成果目標は、次に掲げる目標から1つを選択するものとする。

(1) 生産量の増加

【さとうきびに関する取組】

生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）まで増加。

【てん菜に関する取組】

生産量を平成24年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。

(2) 作付面積の増加

作付面積を平成24年産と比較して1%以上増加。

2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、平成27年度とする。

### 第4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別紙に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別紙の費目ごとに整

理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものと見なすこととする。

2 次の取組は、本事業の対象としない。

(1) 他の助成により実施中又は実施予定となっている取組

(2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組

(3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあつては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

(4) 糖調法第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(5) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組

3 不正行為に対する措置

基金管理団体は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事前に生産局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

別紙

補助対象経費

事業実施主体が甘味資源作物増産緊急対策事業事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</li> <li>・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。</li> </ul>
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切手は物品受払簿で管理すること。</li> </ul>
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。</li> </ul>

	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の購入経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の購入経費</li> <li>・ CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体</li> <li>・ 試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等</li> </ul>	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金		事業を実施するために直	・ 雇用通知書等により本事業

		接必要な業務を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用したものに対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	にて従事したことを明らかにすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。</li> </ul>
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。</li> <li>補助金の額の50%未満とすること。</li> <li>事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。</li> <li>民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。</li> </ul>
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。</li> </ul>
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直	



	接雇用した者に支払う社会 保険料の事業主負担分の経 費	
通勤費	事業を実施するために直 接雇用した者に支払う通勤 手当等々の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(別記2)

## 国内産糖経営体質強化対策事業

### 第1 事業の内容

基金管理団体は、以下の事業の実施に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

#### 1 国内産糖製造合理化事業

(1) 国内産糖工場の生産性向上又は環境負荷軽減に資する次に掲げる施設の整備に要する経費を助成するものとする。

- ア 原料裁断設備
- イ 原料圧搾設備
- ウ 浸出設備
- エ 清浄設備
- オ 濃縮設備
- カ 結晶設備
- キ 分蜜設備
- ク ボイラー設備（給水ポンプ及びスチームアキュムレーターを含む。）
- ケ 集塵設備
- コ 電力設備
- サ 真空設備
- シ 排水処理設備
- ス 品質管理設備
- セ その他製糖に必要となる附帯設備

(2) (1) の施設整備に当たって必要となる、当該施設の稼働に必要な関連施設の基礎工事及び当該施設を管理するための建物の建設に要する経費を助成するものとする。

#### 2 気象災害影響緩和対策事業

干ばつ、台風等の気象災害により、当該砂糖年度（10月1日から翌年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）の産糖量が平年より減少し、製造コストが上昇した場合に、国内産糖製造事業者の経営に与える影響を緩和するため、製造コストの上昇額の10分の8に相当する額を限度として、工場の次期操業に向けた1の(1)のアからスまでに掲げる施設の機能強化に要する経費を助成するものとする。

### 第2 事業の実施基準等

#### 1 共通事項

(1) 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象外とする。

(2) 事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な実勢価格により算定するもの

とし、設備等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものであること。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不正事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）により行うこと。

- (3) 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とするものとする。
- (4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とするものとする。
- (5) 本事業により整備した設備等には、事業名を表示すること。
- (6) 本事業により整備した設備等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営すること。

## 2 国内産糖製造合理化事業

第1の1の事業の実施に当たっては、「農業・食品産業競争力強化支援補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）を準用すること。

## 3 気象災害影響緩和対策事業

- (1) 第1の2の産糖量の平年値は次により算出するものとする。  
当該砂糖年度の収穫面積×平均反収（過去7年中庸5年平均）×平均歩留（過去7年中庸5年平均）
- (2) 助成の限度額は次により算出するものとする。  
当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト(※1)－標準的な製品重量当たりの製造コスト×当該砂糖年度の産糖量×0.8  
※1 当該砂糖年度における製品重量当たりの製造コスト  
＝（標準的な原料重量当たりの固定費×操業度修正係数(※2)＋標準的な原料重量当たりの比例費）÷当該砂糖年度における製造歩留り  
※2 操業度修正係数  
＝標準的な原料処理量÷当該砂糖年度における原料処理量

## 4 その他

基金管理団体は、干ばつ、台風等の気象災害により、産糖量が平年より減少した場合に、国内産糖製造事業者の経営に与える影響を考慮し、第1の1の国内産糖製造合理化事業に優先して、第1の2の気象災害影響緩和対策事業を実施するよう配慮するものとする。

## 第3 事務手続

### 1 事業計画

- (1) 基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、地方農政局を經由して生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 事業内容

(ア) 整備する施設

(イ) 事業費及び負担区分

オ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

生産局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

## 2 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、生産局長が承認した事業計画に基づき、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとする。

(2) 事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

イ 事業実施地区

ウ 事業実施年度

エ 成果目標

オ 事業内容

(ア) 整備する施設

(イ) 事業費及び負担区分

カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、要綱別表の要件を全て満たす場合に限り、別記様式第6号により要綱第6の4の事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式4号によりあらかじめ生産局長と協議するものとする。

ウ 生産局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

- イ 事業の実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 成果目標の変更

### 3 費用対効果分析

事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資効率等を十分に検討するため、整備する設備等の導入効果について、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総号食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて、あらかじめ費用対効果分析を実施し、費用対効果分析表を基金管理団体へ提出するものとする。

## 第4 事業の成果目標

### 1 成果目標は、次のとおりとする。

#### (1) てん菜糖製造事業者

製品重量当たりの製造コストを平成23年産と比較して2%以上減少

#### (2) 甘しや糖製造事業者

製品重量当たりの製造コストを平成23年産と比較して7%以上減少

### 2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、平成27年度とする。

## 第5 不正行為に対する措置

基金管理団体は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事前に生産局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

(別記3-1)

## さとうきび農業機械等リース支援事業

### 第1 事業の内容

基金管理団体は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により、次に定める農業機械等の導入に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

#### 1 農業機械

- (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- (2) 株出管理作業機
- (3) 苗植付機
- (4) 乗用トラクター
- (5) 防除用機械
- (6) 堆肥散布機
- (7) 肥料散布機
- (8) 耕土改良用機械
- (9) 耕うん用機械
- (10) 碎土整地用機械
- (11) 栽培管理用機械
- (12) 搬出機
- (13) 脱葉機

#### 2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- (1) 設置型農業用タンク
- (2) 灌水ポンプ
- (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー等）

### 第2 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の7の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

### 第3 事業の実施要件

#### 1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 10a当たりの労働時間を10%以上削減
- (2) 10a当たりの収量を5%以上増加
- (3) 株出栽培面積の割合を5%以上増加

## 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 3 事業の対象地域

事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

## 4 事業実施計画の承認基準

- (1) 事業実施計画の内容が、第3の1の成果目標に沿っていること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 次に掲げる項目を満たすこと。
  - ア 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
  - イ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
  - ウ 導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
  - エ 受益農家戸数が3戸以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸を満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めるものとする。
  - オ 助成の対象となる農業機械等は、新品に限るものとし、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
  - カ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適性であること。
  - キ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
  - ク 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
  - ケ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
  - コ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

## 第4 事務手続

### 1 事業計画

#### (1) 事業計画の作成

基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

#### (2) 事業計画の内容

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施年度
- イ 事業内容
  - (ア) 導入する機械・機材
  - (イ) 事業費及び負担区分
- ウ 収支予算（年度別）

(3) 事業計画の承認

生産局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

(4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減

2 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、生産局長が承認した事業計画に基づき、別紙様式第3号によって事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとし、当該申請に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

(2) 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 事業実施主体名
- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
  - (ア) 導入する機械・機材
  - (イ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

ア 基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画が、第3に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、別記様式第6号により事業実施計画の承認を行うものとする。

イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとするときは、別記様式第4号により、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

ウ 生産局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 県への情報提供



基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

(5) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは(1)及び(2)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 農業機械等の変更
- エ 事業費又は事業量の3割を超える増減
- オ 成果目標の変更

## 第5 助成

1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。

2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房通知）によるものとする。

3 本事業の助成の対象となる経費は、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）の他に、リース事業者とのリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 固定資産税（償却資産）
- (3) 金利
- (4) その他生産局長が特に必要と認めるもの

4 リース事業者とのリース契約は、原則として一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4の2の(3)により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

5 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格)、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- (1) リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）＋リース諸費用）×6/10以内

(2) リース料助成額 = ((リース物件価格 - 残存価格) + リース諸費用) × 6/10 以内

#### 6 リース助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、事前に生産局長に協議の上、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記3-2)

## 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業

### 第1 事業の内容

基金管理団体は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により次に定める農業機械等の導入に必要な経費について、事業実施主体に助成するものとする。

#### 1 てん菜及びばれいしょ生産に係る農業機械等

- (1) 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- (2) ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- (3) プランター
- (4) ブームスプレーヤ
- (5) 茎葉裁断機
- (6) ハーベスタ
- (7) 除土積込機
- (8) セルフアンローダー
- (9) 粗選別機
- (10) 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

ア 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。

イ (2) から (6) までに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。

ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

#### 2 かんしょ生産に係る農業機械

- (1) 挿苗機
- (2) 防除用機械
- (3) 茎葉裁断機
- (4) ハーベスタ

#### 3 対象品目

対象品目は、北海道においてはてん菜及びばれいしょ、南九州においてはかんしょとする。

### 第2 事業実施主体

要綱別表に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

- 1 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる

体制を有しているものとする。

- 2 要綱別表の事業種類欄の1の(3)の事業実施主体欄の7及び8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

### 第3 事業の実施要件

#### 1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

なお、採種生産に係る取組を実施する場合は(4)を必須とする。

- (1) 受益地区において、作付面積を1%以上増加
- (2) 受益地区において、労働時間を10%以上削減
- (3) 受益地区において、10a当たり収量を2%以上増加
- (4) 受益地区において、高糖性、加工適性、病虫害抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5ポイント以上増加

又は、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加

#### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 3 事業の対象地域

事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。

#### 4 事業実施計画の承認基準

- (1) 事業実施計画内容が、第3の1の成果目標に沿っているものであること。
- (2) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 次に掲げる項目を満たすこと。
  - ア 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
  - イ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
  - ウ 導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結していること。
  - エ 受益戸数が3戸以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸を満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めるものとする。
  - オ 助成の対象となる農業機械等は、新品に限るものとし、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
  - カ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適性である

こと。

キ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

ク 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

ケ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

コ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

## 第4 事務手続

### 1 事業計画

#### (1) 事業計画の作成

基金管理団体は、要綱第6の1の規定に基づき、必要に応じて関係者から意見を聴き、別記様式第1号により事業計画を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

#### (2) 事業計画の内容

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施年度

イ 事業内容

(ア) 導入する機械・機材

(イ) 事業費及び負担区分

ウ 収支予算（年度別）

#### (3) 事業計画の承認

生産局長は、(1)により提出された事業計画について、審査の結果、適切であると認める場合に承認するものとし、別記様式第2号によりその旨を基金管理団体に通知するものとする。

#### (4) 要綱第6の3の事業計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費の3割を超える増減

### 2 事業実施計画

#### (1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、生産局長が承認した事業計画に基づき、別紙様式第3号によって事業実施計画を作成し、基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画については、基金管理団体に正副2部提出するものとし、当該申請に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

#### (2) 事業実施計画の内容

事業実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体名

- イ 事業実施地区
- ウ 事業実施年度
- エ 成果目標
- オ 事業内容
  - (ア) 導入する機械・機材
  - (イ) 事業費及び負担区分
- カ 収支予算

(3) 事業実施計画の承認

- ア 基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画が、第3に掲げる全ての事項を満たす場合に限り、別記様式第6号により事業実施計画の承認を行うものとする。
- イ 基金管理団体は、事業実施計画の承認を行おうとする場合は、別記様式第4号により、あらかじめ生産局長と協議するものとする。
- ウ 生産局長は、イにより協議を受けたときは、事業内容、成果目標等が妥当であるかについて検討を行い、別記様式第5号により回答することとする。

(4) 道県への情報提供

基金管理団体は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する道県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた道県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

(5) 要綱第6の4の(3)の事業実施計画の重要な変更については、次のとおりとし、重要な変更に係る手続きは、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 農業機械等の変更
- エ 事業費又は事業量の3割を超える増減
- オ 成果目標の変更

## 第5 助成

- 1 事業実施主体が、自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の補助の対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
- 3 リース事業者とのリース契約は、原則として一般競争入札によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 第4の2の(3)により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
  - (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。

4 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

(2) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

5 リース助成金の返還

基金管理団体は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

基金管理団体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 の事業計画の（変更）承認申請  
について

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇  
〇号農林水産事務次官依命通知）第6の2（又は3）規定により別添※のとおり（変更）  
承認申請する。

※ 甘味資源作物増産緊急対策事業は別添1、国内産糖経営体質強化対策事業は別添2、  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業は別添3をそれぞれ添付すること。



さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物増産緊急対策事業計画書

〔さとうきび増産計画  
てん菜生産振興計画〕

事業実施期間 平成24年度 ~ 平成25年度

---

基金管理団体名：〇〇協議会

---

第1 事業の目的

--

第2 取組内容

対象作物	取組項目	具体的な取組内容	事業実施主体	支援水準（補助率）	備考
さとうきび	(例) ・ <b>【経営基盤の強化】</b>				
	1. 共済加入促進対策				
	2. 農地流動化対策（作業委託料助成）				
	3. 輪作体系・複合経営の確立				
	<b>【生産基盤の強化】</b>				
	1. 種苗の確保				
	①苗ほ場の設置				
	②苗代助成				
	2. 土づくり				
	①たい肥助成				
	②緑肥助成				
	③深耕助成				
	3. 肥培管理（肥料費助成）				
	4. 干ばつ対策（かん水費助成）				
	<b>【生産技術対策】</b>				
	1. 病虫害防除				
①農業薬剤費助成					
②フェロモン剤助成					
てん菜	1. 湿害対策				
	①簡易な暗渠の設置				
	②耐湿性品種導入				
	2. 病虫害防除（農業薬剤助成）				

(注) 1 適宜欄を追加して記載すること。

2 事務に要する経費（基金管理団体）には、要綱第5の6の業務方法書の使途別に記載すること。

第3 取組内容ごとの事業費等

(単位：千円)

対象作物名	取組項目	事業費		積算根拠 (単価×数量等)	備考
			うち国費		
さとうきび	(例)				
	【経営基盤の強化】				
	1. 農地流動化対策（作業委託料助成）				
	2. 輪作体系・複合経営の確立				
	【生産基盤の強化】				
	1. 種苗の確保				
	①苗ほ場の設置				
	②苗代助成				
	2. 土づくり				
	①たい肥助成				
	②緑肥助成				
	③深耕助成				
	3. 肥培管理（肥料費助成）				
	4. 干ばつ対策（かん水費助成）				
	【生産技術対策】				
	1. 病虫害防除				
	①農業薬剤費助成				
	②フェロモン剤助成				
小 計					
てん菜	1. 湿害対策				
	①簡易な暗渠の設置				
	②耐湿性品種導入				
	2. 病虫害防除（農業薬剤助成）				
	小 計				
事務に要する経費（〇〇協議会）					
事務に要する経費（△△協議会）					
事務に要する経費（××協議会）					
事務に要する経費（基金管理団体）					
合 計					

(注) 適宜欄を追加して記載すること。

第4 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		基金(A)	事業実施主体(B)	その他(C)	
甘味資源作物増産緊急対策事業 平成24年度 平成25年度	円	円		円	
合計					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(注) 2 地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	平成24年度	平成25年度	備考
基金 国庫助成金 国庫助成金以外 その他	円	円	
合計			

(2) 支出の部

区分	平成24年度	平成25年度	備考
甘味資源作物増産緊急対策事業	円	円	
合計			

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
国内産糖経営体質強化対策事業

事業計画書

事業実施期間 平成24年度 ～ 平成27年度

---

基金管理団体名：〇〇協議会

---

## 第1 事業の目的

--

## 第2 事業内容

### 1 国内産糖製造合理化事業

年度	整備する施設	事業実施主体名	事業実施地区	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
					基金(A)	事業実施主体(B)	その他(C)	
平成24年度								
	合 計							
平成25年度								
	合 計							

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

### 2 気象災害影響緩和対策事業

#### (1) 事業の概要及び実施方針

<p>(例) 事業実施主体が、干ばつ、台風等の気象災害により、産糖量が平年より減少し、製造コストが上昇した場合に、製造コストの上昇額の10分の8に相当する額を限度として、製糖関連施設の機能強化に要する経費を助成する。なお、気象災害による事業実施主体の経営に与える影響を考慮し、実施要領別記2の第2の4に基づき、国内産糖製造合理化事業に優先して当該事業を実施することとし、事業費が(2)の額を超える場合には、国内産糖製造合理化事業の予算を流用して実施するものとする。</p>
--

(2) 事業費及び負担区分

年度	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
		基金(A)	事業実施主体(B)	その他(C)	
平成24年度					
平成25年度					

- (注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。  
 2 国庫補助金以外から基金への拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

(3) 事業費の設定の考え方

第3 収支予算

1 収入の部

区分	平成24年度	平成25年度	備考
	円	円	
(1) 国内産糖製造合理化事業 ①基金 ア 国庫助成金 イ 国庫助成金以外 ②その他			
(2) 気象災害影響緩和対策事業 ①基金 ア 国庫助成金 イ 国庫助成金以外 ②その他			
合 計			

2 支出の部

区分	平成24年度	平成25年度	備考
(1) 国内産糖製造合理化事業 (2) 気象災害影響緩和対策事業 (3) 事務に要する経費（基金管理団体）	円	円	
合 計			

(注) (3)事務に要する経費（基金管理団体）には、要綱第5の6の業務方法書の用途別の年度別、負担区分別の金額及びその積算根拠を記載した書類を添付すること。



さとうきび等安定生産体制緊急確立確立事業のうち  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業  
事業計画書

事業実施期間 : 平成○年度 ~ 平成○年度

---

基金管理団体名 : ○○協議会

---

第1 事業の内容

事業 年度	事業 区分	品目	事業内容 (導入する農業機械、機材)	総 業 事 費	負担区分			完了年月日	備考
					基金	事業実施 主体	その他		
				円	円	円	円		
合計									

- (注) 1 「事業区分」の欄については、「さとうきび農業機械等リース支援事業」又は、「北海道・南九州畑作農業機械等リース支援事業」を記入すること。  
 2 「事業内容」の欄については、実施要領（別記3-1及び別記3-2）のそれぞれ事業ごとに第2の農業機械等名を記入すること。  
 3 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。  
 4 「備考」の欄に県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。

第2 収支予算（又は積算）

(1) 収入の部

区 分	平成24年度	平成25年度	備考
1 基金			
①国庫助成金			
②国庫助成金以外			
2 その他			
合 計			

(2) 支出の部

区 分	平成24年度	平成25年度	備考
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業 事業費 事務に要する経費（基金管理団体）			
合 計			

(注) 事務に要する経費（基金管理団体）には、要綱第5の6の業務方法書の用途別の年度別、負担区分別の金額及びその積算根拠を記載した書類を添付すること。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

基金管理団体名  
代表者氏名 殿

農林水産省生産局長

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕

の事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知する。

別記様式第3号

番 号  
年 月 日

基金管理団体名  
代表者氏名 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 の事業実施計画の（変更）承認申請  
について

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇  
〇号農林水産事務次官依命通知）第6の4の（1）（又は（3））の規定により別添※の  
とおり承認申請する。

※ 甘味資源作物増産緊急対策事業は別添1、国内産糖経営体質強化対策事業は別添2、  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業のうちさとうきび農業機械等リース支援事  
業は別添3-1、甘味資源作物等農業機械等リース支援事業のうち北海道・南九州畑  
作物農業機械等リース支援事業は別添3-2をそれぞれ添付すること。

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物増産緊急対策事業

事業実施計画書

事業実施年度： 平成〇年度

---

事業実施主体名：〇〇島さとうきび振興対策協議会

---

## 第1 事業の目的

平成23年産の大不作に続き、平成24年産も不作の見込みであることから、農地流動化、苗の確保、土づくり、病虫害防除等を一体的に取り組むことにより、早期の増産を図る。

## 第2 事業計画総括表

### 甘味資源作物増産緊急対策事業の内容

都道府県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	目標	目標数値			対象作物名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等) 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	完了年月日	備考
			現状	目標	増減率		戸数	面積			基金		事業実施主体負担金等			
											国費	その他				
〇〇県 〇〇市	〇〇島さとうきび振興対策協議会  〇〇地区	さとうきび生産量を平年水準に増加	(H23年度) 5,000t	(H27年度) 5,500t	10.0% 増加	さとうきび	戸 100	ha 100	<b>【経営基盤の強化】</b> 1. 農地流動化 (作業委託料助成)                     〇ha  <b>【生産基盤の強化】</b> 1. 苗の確保 ・ 苗ほ場設置                     〇ha ・ 苗代助成                         〇本  2. 土づくり ・ たい肥                           〇袋 (〇ha) ・ 緑肥                             〇袋 (〇ha) ・ 深耕                              〇ha  <b>【生産技術対策】</b> 1. 病虫害防除 ・ 誘引剤含有農薬               〇袋 (〇ha) ・ フェロモンチューブ           〇本 (〇ha)  <b>【事務に要する経費】</b> ・ 通信運搬費                     〇戸 ・ 印刷製本費                     〇戸	円	円	円	円	% 定額	平成26年 3月 31日	
合計																

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3に該当する目標を記入すること。  
 2 「目標」の欄の目標年度は平成27年度とする。  
 3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。  
 4 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第2の1により基金管理団体が事業計画に定める事業内容を記入すること。  
 5 備考欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

### 第3 事業の成果目標

#### 1 事業実施地区における現状と課題

・台風被害：〇〇地区及び△△地区において、折損被害が多く見られた。  
 ・メイチュウ（イネヨトウ）被害：□□地区において、被害が多く見られた。  
 ・苗の確保状況：〇〇地区において、25年産春植用苗の不足が予想される。  
 ・さとうきび生産：平成23年産のさとうきび生産については、台風及び病害虫被害の影響から、収穫面積〇ha、単収〇kg/10a、生産量〇tとなり、平年に比べて〇%の減産となった。

(注) 事業実施地区における現在の被害状況等を踏まえ、事業実施地区におけるさとうきび生産について、具体的に記述すること。

#### 2 具体的な成果目標

目標	さとうきび生産量を平年水準に増加		
具体的な数値	現状値（平成23年度）：5,000t	目標値（平成27年度）：5,500t	増減率：10%増加
目標数値決定根拠	過去7年間の生産量のうち、最高及び最低を除いた5年平均の生産量。		
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苗ほ場の設置や苗代助成による苗の確保（〇ha）</li> <li>・たい肥、緑肥、深耕による土づくりの推進（〇ha）</li> <li>・誘引剤含有農薬、交信かく乱法による病害虫防除（〇ha）</li> </ul>		
事業評価の検証方法 (実績値の算出方法)	平成27年産の実績により検証。		

(注) 1 「具体的な取組」の欄については、目標に対応した具体的な値、取組内容、予定規模を記入すること。

2 「事業評価の検証方法」の欄については、具体的な検証方法を記入すること。

### 第4 事業実施主体

#### 1 事業実施主体の概要

名称 (設立年月日)	所在地	構成員	
		氏名	所属・職名
〇〇島さとうきび振興 対策協議会 (昭和〇年〇月〇日)		<協議会>〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 <有識者>〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇市長 JA〇〇事業本部 本部長 〇〇糖業(株)代表取締役 〇〇大学 教授 〇〇農業研究センター センター長



## 2 協力機関

区分	組織名	担当業務
地方公共団体	〇〇県	
民間団体	〇〇組合	

(注) 事業実施主体の構成員に含まれている組織は除くこと。

## 第5 事業実施の詳細

### 1 事業内容及び実施体制

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (単価、回数、面積、台数等)	備考
〇〇地区	<b>【経営基盤の強化】</b>				
	①農地流動化対策				
	作業委託料助成	作業受託組織	H26年1～3月	〇円×〇ha (〇〇〇円/10a)	
	<b>【生産基盤の強化】</b>				
	①苗の確保				
	苗ほ場の設置	—	H25年4月	〇円×〇ha	
	苗代助成	—	H25年3～5月	〇ha 〇円×〇本	
	②土づくり				
	たい肥助成	—	H26年1～3月	〇ha たい肥：〇円×〇袋 (〇kg/袋)	
	緑肥助成	—	H26年1～3月	〇ha 種子代：〇円×〇袋 (〇kg/袋)	
	深耕助成	—	H26年1～3月	〇ha 委託料：〇円×〇時間	
	<b>【生産技術対策】</b>				
	①病虫害防除				
	誘因剤含有農薬（プリンスベイト剤）の 十壤混和	—	H25年9月 H26年2～3月	〇ha 〇円×〇袋 (〇kg/袋)	
フェロモン剤の設置	〇〇防除組合	H25年3～5月 H25年8～10月	フェロモンチューブ：〇円×〇本 (〇ha) 防除作業費：〇円×〇時間		

(注) 1 地区及び取組項目欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

2 費目別積算根拠

取組項目		事業費 (円)		積算根拠	対象農家戸数 (戸)	対象面積 (ha)	備考
			うち基金 (円)				
①農地流動化							
費目	委託費	作業委託料		○円×○ha (○○○円/10a)			
		小計		—			
②苗の確保							
費目	事業費 (消耗品費)	さとうきび種苗		○円×○本			
		小計		—			
	委託費	苗ほ場設置委託費		○円×○ha			
		小計		—			
③土づくり							
費目	事業費 (消耗品費)	たい肥		○円×○袋 (○kg/袋)			
		緑肥		種子代：○円×○袋 (○kg/袋)			
		小計		—			
	役務費	深耕作業費		○円×○日			
小計			—				
④病虫害防除							
費目	事業費 (消耗品費)	プリンスベイト剤		夏植：○円×○袋、春植：○円×○袋、株出：○円×○袋			2袋 (6kg) /10a
		フェロモン剤		○円×○本			1.5ha当たり1本
		小計		—			
	役務費	防除作業費		○円×○時間			時給
小計			—				
⑤事務に要する経費							
費目	事業費	通信運搬費		○円×○戸			切手代
		印刷製本費		○円×○戸			用紙代
		小計		—			
合計				—			

- (注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。  
 2 取組項目、「費目」欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。  
 3 「費目」欄は、要領の別紙1に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。  
 「積算根拠」には、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。  
 4 「対象面積」及び「対象農家戸数」の合計については、延べではなく、実際の面積及び農家戸数とすること。

第6 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
		基金(A) 円	事業実施主体(B) 円	その他(C) 円	
甘味資源作物増産緊急対策事業					
合計					

(注) 1 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(注) 2 国庫補助金以外から基金への拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を(B)及び(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。

第7 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較		備考
			増 円	減 円	
基金 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算 円	前年度予算 円	比較		備考
			増 円	減 円	
甘味資源作物増産緊急対策事業					
合計					

第8 添付書類(添付しない書類名は削除すること。)

- (1) さとうきびの取組にあつては、さとうきび増産計画に基づく実施状況及び評価がわかる資料
- (2) てん菜の取組にあつては、輪作計画等地域のてん菜の生産振興方針がわかる資料
- (3) 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算(又は収支決算)
- (4) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (5) 事業実施地区の地図(取組を実施したほ場、取組内容等がわかるもの)
- (6) 取組のスケジュールがわかる資料
- (7) その他生産局長が必要と認める資料

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
国内産糖経営体質強化対策事業

## 事業実施計画書

事業実施年度：平成○年度

---

事業実施主体名：(株)○○○○

---

第1 事業の目的

--

第2 事業実施計画総括表

1 事業実施地区等の概要

事業実施主体名	市町村名	地区名	施設の所在地	対象作物及び作付面積	備考

(注) 対象作物及び作付面積の欄については、施設整備等の対象となる作物及び当該事業対象作物の作付（栽培）面積を記入する。

2 事業内容

(1) 国内産糖製造合理化事業

事業内容			施設の受益		完了予定日	備考
施設の名称	工種、構造、面積等	能力・処理量	農家戸数	面積、生産量等		

事業費	負担区分（円）			仕入れに係る消費税控除の状況	補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容					備考
	国庫助成金	事業実施主体	その他		金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他	

(注) 1 環境負荷軽減に資する施設を整備する場合には、能力・処理量の欄に環境負荷軽減の内容を併せて記載する。

2 仕入れに係る消費税控除の状況の欄については、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は「除税額〇〇円うち国費〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。

3 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容の欄については、該当しない場合は空欄とする。

(2) 気象災害影響緩和対策事業

気象災害の内容	平年産糖量 ①	当該砂糖年度にお ける産糖量 ②	当該砂糖年度にお ける製品重量当た りの製造コスト ③	標準的な製品重 量当たりの製造 コスト ④	コスト上昇額 ⑤ ((③-④)×②)	助成限度額 ⑥ (⑤×0.8)	備 考
	t	t	円/ト	円/ト	円	円	

事 業 内 容			施設の受益		完了予定日	備 考
施設の名称	工種、構造、面積等	能力・処理量	農家戸数	面積、生産量等		

事業費	負担区分 (円)			仕入れに係る消 費税控除の状況	備考
	基金	事業実施主体	その他		

- (注) 1 当該年度における産糖量については、事業実施計画作成時点で確定値が記入できない場合、その時点で農林水産省が公表している最新の「砂糖及び異性化糖の需給見通し」における国内産糖量（見込）の算出に用いた各工場ごとの値を記入する。
- 2 仕入れに係る消費税控除の状況の欄については、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は「除税額〇〇円うち国費〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。
- 3 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容の欄については、該当しない場合は空欄とする。

第3 成果目標の内容

成果目標	
目標値の考え方	
目標達成に向けた取組	
事後評価の検証方法	

第4 事業実施主体の生産者に対する支援内容

時期	支援内容	単価	数量	総額	備考
				円	

- (注) 1 当該表に記載する内容は、直近の予算額及び実績額とし、備考欄に「25予算」や「24実績」等を記載する。  
 2 支援内容の欄には、「メイチュウ防除対策助成」や「堆肥助成」など具体的な内容を記載する。  
 3 単価、数量及び総額の欄については、把握できる範囲で記載する。  
 4 県、市町村、農業協同組合等他団体と合わせて助成を行っている場合には、その内容を備考欄に記載する。

第5 収支予算

1 収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
(1) 国内産糖製造合理化事業 ① 基金 ② その他	円	円	円	円	
(2) 気象災害影響緩和対策事業 ① 基金 ② その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
(1) 国内産糖製造合理化事業 ① 基金 ② その他	円	円	円	円	
(2) 気象災害影響緩和対策事業 ① 基金 ② その他					
合計					

第6 添付書類

- 1 概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料
- 2 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」に定める費用対効果分析
- 3 整備施設の収支計画（支出については施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの）
- 4 施設の規模決定根拠（対象作物の生産量、稼働期間、処理量等を踏まえて施設の規模が適切に決定されたことが確認できる資料）
- 5 施設の管理運営体制等について確認できる資料（管理運営規程の案等）
- 6 その他事業計画の内容を補足する資料がある場合は添付すること



さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業  
(さとうきび農業機械等リース支援事業)  
事業実施計画書

事業実施年度 : 平成○年度

---

事業実施主体名 : ○○農業協同組合

---

第1 事業目的

--

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等リース費用) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費	負担区分			完了年月日	備考
			現 状 ( 年度)	目 標 ( 年度)	増 減 (増減率等)	戸 数	面 積			基 金	事業実施主体	その他		
		10a当たりの 労働時間を 10%以上削減	80 h	64 h	20 %	3 戸	30 ha	ケーン ハーベスタ 1 台 (〇円/台)	円	円	円	円		
		10a当たりの 収量を5%以上 増加	5 t/10a	5.3 t/10a	6 %			苗植付機 1 台 (〇円/台)	〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円		
		株出栽培面積 の割合を5% 以上増加	30 ha	40 ha	3 %									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記3-1の第3の1に該当する目標を記入すること。  
 2 「目標年度」は事業年度の翌々年度とする。  
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。  
 4 「事業内容」の欄については、実施要領別記3-1の第1の農業機械等及び第5の3のリース諸費用を記入すること。なお、リース諸費用については、対象となる農業機械等ごとにそ  
 5 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。  
 6 「備考」の欄に県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。

## 2 リース料助成額

農業機械等名（型式）						備考
リース期間	開始日～終了日（※1）		～		（日）	
	リース借受日から〇年間（※2）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②				（円）	
リース諸費用（消費税抜き）	③				（円）	
リース料助成額（注2）	④				（円）	
消費税	⑤				（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み）①－②＋③－④＋⑤					（円）	

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。  
 2 リース料助成申請額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。  
 A：①×（リース期間/法定耐用年数）＋③×6/10以内  
 B：（①－②）＋③×6/10以内  
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。  
 4 リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

## 第3 目標数値の具体的な内容

目標				
目標数値	現状値：		目標値：	増減（増減率等）：
目標数値決定の考え方		事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）		
1) 現状	1) 現状値の算出方法			
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法			
3) 事業成果	3) 検証方法			

- (注) 1 「目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。  
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのか  
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成

名称 (設立年月日)	構成員の名称又は氏名	備考

2 農業機械等の導入

(1) 規模決定の根拠

--

(注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械						

(4) 動産保険等の内容

--

(5) 農業機械のリース事業者選定方法の計画

リース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積（いずれかに○）
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

--

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		基金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび等農業機械等リース支援事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）

第7 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 基金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	本年度精算額	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび等農業機械等リース支援事業	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

- 1 受益農家、受益面積が分かる資料を送付すること。
- 2 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業  
(北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業)  
事業実施計画書

事業実施年度 : 平成○年度

---

事業実施主体名 : ○○農業協同組合

---

第1 事業目的

--

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等名) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 助成金	自己負担	その他		
		受益地区において、作付面積を2%以上増加	30 ha	40 ha	33 %	3 戸	30 ha	ビート ハーベスタ	1 台 (〇円/台)	円	円	円	円	
		受益地区において、労働時間を5%以上削減	4,200 h	3,990 h	5 %			ビート プランター	1 台 (〇円/台)	〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇 円	
		受益地区において、10a当たり収量を2%以上増加(t/10a)	6 t/10a	6.2 t/10a	3 %									
		受益地区において、従来品種と異なる高糖性・病害虫抵抗性を有する品種の作付面積を2%以上増加												
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記3-2の第3の1に該当する目標を記入すること。  
 2 「目標年度」は事業年度の翌々年度とする。  
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とする。  
 4 「事業内容」の欄については、実施要領別記3-2の第1の農業機械等及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。  
 5 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。  
 6 「備考」の欄に道県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。

## 2 リース料助成額

農業機械等名（型式）						備考
リース期間	開始日～終了日（※1）		～		（日）	
	リース借受日から〇年間（※2）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①				（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②				（円）	
リース料助成申請額（注2）	③				（円）	
リース諸費用（金利・保険料・消費税等）	④				（円）	
機械利用者負担リース料（税込み）	⑤				（円）	

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。  
 2 リース料助成申請額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。  
 A：  $(① \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数})) \times 1 / 2$  以内  
 B：  $(① - ②) \times 1 / 2$  以内  
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。  
 4 リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

## 第3 目標数値の具体的な内容

目標						
目標数値	現状値：		目標値：		増減（増減率等）：	
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）					
1) 現状	1) 現状値の算出方法					
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法					
3) 事業成果	3) 検証方法					

- (注) 1 「目標」が複数年ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。  
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのか  
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。



第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成

名 称 (設立年月日)	構成員の名称又は氏名	備 考

2 農業機械等の導入

(1) 規模決定の根拠

--

(注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械						

(4) 動産保険等の内容

--

(5) 農業機械のリース事業者選定方法の計画

リース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積（いずれかに○）
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

第5 受益地域管内における畑作物及び対象品目の生産振興方針

(例) ○○農協管内の農業は、これまで△△及び××、◇◇等の作物生産を主体とした農業生産が展開されてきたが、△△については・・・、××については・・・のような問題が生じている。  
 今後は、△△を中心にしながら、◇◇・□□を・・・し、・・・していきたい。  
 さらに・・・。

- ※1 主な受益地域が所在する農協と協議の上、記入例を参考に具体的に記載すること。
- ※2 輪作体系の維持、作付面積の増加等産地合意形成に係る会議資料等があれば、計画書とあわせて提出すること。

第6 関係する道県、市町村からの意見又は連絡状況

--

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		基金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○円 うち国費○○円」）

第8 収支予算（又は積算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 基金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業	円	円	円	円	
合 計					

第9 その他関係資料

- 1 受益農家、受益面積が分かる資料を送付すること。
- 2 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。  
なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

基金管理団体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業 〕 の事業実施計画の協議

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇  
〇号農林水産事務次官依命通知）第6の4の（1）の規定により事業実施計画の承認申請  
があったので、同第6の4の（2）により協議する。

※ 基金管理団体は、事業実施主体から提出を受けた事業実施計画の写しを添付するこ  
と。

番 号  
年 月 日

基金管理団体名  
代表者氏名 殿

農林水産省生産局長

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 の事業実施計画の協議への回答  
について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で協議のあった件について、下記のとおり回答する。

記

事業実施主体	市町村	事業内容、事業量等に関する意見	採択要件及び成果目標の水準に関する意見
〇〇生産組合	〇〇県〇〇市	(例) 妥当であると認められる	(例) 高い水準であると認められる

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

事業実施主体名  
代表者氏名 殿

基金管理団体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 の事業実施計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇号で申請のあった件について審査の結果、承認されたのでここに通知する。

別記様式第7号

番 号  
年 月 日

基金管理団体名  
代表者氏名 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 の事業実施状況報告（平成〇年度）

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇  
〇号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定により別添※のとおり報告する。

※ 甘味資源作物増産緊急対策事業は別添1、国内産糖経営体質強化対策事業は別添2、  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業のうちさとうきび農業機械等リース支援事  
業は別添3-1、甘味資源作物等農業機械等リース支援事業のうち北海道・南九州畑  
作物農業機械等リース支援事業は別添3-2をそれぞれ添付すること。

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物増産緊急対策事業

事業実施状況報告書

事業実施年度： 平成〇年年度

---

事業実施主体名：〇〇島さとうきび振興対策協議会

---



第1 事業計画総括表

甘味資源作物増産緊急対策事業の内容

都道府県名及び市町村名	事業実施主体名及び地区名	目標	目標数値		達成状況		対象作物名	受益		事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	事業費	負担区分			補助率	完了年月日	備考
			現状	目標	実績	達成率		戸数	面積			基金	事業実施主体	その他			
〇〇県 〇〇市	〇〇島さとうきび振興対策協議会  〇〇地区	さとうきび生産量を平年水準に増加	(H23年度) 5,000t	(H27年度) 5,500t	(〇年度) 5,300t 増加	60.0%	さとうきび	戸 100	ha 100	<b>【経営基盤の強化】</b> 1. 農地流動化 (作業委託料助成) ○ha  <b>【生産基盤の強化】</b> 1. 苗の確保 ・苗ほ場設置 ○ha ・苗代助成 ○本  2. 土づくり ・たい肥 ○袋 (〇ha) ・緑肥 ○袋 (〇ha) ・深耕 ○ha  <b>【生産技術対策】</b> 1. 病虫害防除 ・誘引剤含有農薬 ○袋 (〇ha) ・フェロモンチューブ ○本 (〇ha)  <b>【事務に要する経費】</b> ・通信運搬費 ○戸 ・印刷製本費 ○戸	円	円	円	円	% 定額	平成 27年 3月 31日	
合計																	

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記1の第3に該当する目標を記入すること。  
 2 「目標年度」は事業終了年度とする。  
 3 「目標数値」の欄については、目標に対応した具体的な目標数値を記入すること。  
 4 「事業内容」の欄については、実施要領別記1の第2の1により基金管理団体が事業計画に定める事業内容を記入すること。  
 5 備考欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、備考の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費〇円」）を記入すること。

第2 事業実施の詳細

地区名	取組項目	実施体制	実施時期	事業量 (単価、回数、面積、台数等)	備考
〇〇地区	<b>【経営基盤の強化】</b>				
	①農地流動化対策				
	作業委託料助成	作業受託組織	H26年1～3月	〇円×〇ha (〇〇〇円/10a)	
	<b>【生産基盤の強化】</b>				
	①苗の確保				
	苗ほ場の設置	—	H25年4月	〇円×〇ha	
	苗代助成	—	H25年3～5月	〇ha 〇円×〇本	
	②土づくり				
	たい肥助成	—	H26年1～3月	〇ha たい肥：〇円×〇袋 (〇kg/袋)	
	緑肥助成	—	H26年1～3月	〇ha 種子代：〇円×〇袋 (〇kg/袋)	
	深耕助成	—	H26年1～3月	〇ha 委託料：〇円×〇時間	
	<b>【生産技術対策】</b>				
	①病虫害防除				
	誘因剤含有農薬（プリンスベイト剤）の 土壌混和	—	H25年9月 H26年2～3月	〇ha 〇円×〇袋 (〇kg/袋)	
フェロモン剤の設置	〇〇防除組合	H25年3～5月 H25年8～10月	フェロモンチューブ：〇円×〇本 (〇ha) 防除作業費：〇円×〇時間		

(注) 1 地区及び取組項目欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

2 事業の内容・事業量には具体的取組を記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
国内産糖経営体質強化対策事業

## 事業実施状況報告書

事業実施年度：平成○年度

---

事業実施主体名：(株)○○○○

---

第1 事業の目的

--

第2 事業実施計画総括表

1 事業実施地区等の概要

事業実施主体名	市町村名	地区名	施設の所在地	対象作物及び作付面積	備考

(注) 対象作物及び作付面積の欄については、施設整備等の対象となる作物及び当該事業対象作物の作付（栽培）面積を記入する。

2 事業内容

(1) 国内産糖製造合理化事業

事業内容			施設の受益		完了年月日	備考
施設の名称	工種、構造、面積等	能力・処理量	農家戸数	面積、生産量等		

事業費	負担区分（円）			仕入れに係る消費税控除の状況	補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容					備考
	国庫助成金	事業実施主体	その他		金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他	

- (注) 1 環境負荷軽減に資する施設を整備した場合には、能力・処理量の欄に環境負荷軽減の内容を併せて記載する。  
 2 仕入れに係る消費税控除の状況の欄については、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は「除税額〇〇円うち国費〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。  
 3 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容の欄については、該当しない場合は空欄とする。

(2) 気象災害影響緩和対策事業

気象災害の内容	平年産糖量 ①	当該年度における 産糖量 ②	当該年度における 製品重量当たりの 製造コスト ③	標準的な製品重 量当たりの製造 コスト ④	コスト上昇額 ⑤ ((③-④)×②)	助成限度額 ⑥ (⑤×0.8)	備 考
	t	t	円/ト	円/ト	円	円	

事 業 内 容			施設の受益		完了年月日	備 考
施設の名称	工種、構造、面積等	能力・処理量	農家戸数	面積、生産量等		

事業費	負担区分 (円)			仕入れに係る消 費税控除の状況	備考
	基金	事業実施主体	その他		

(注) 1 仕入れに係る消費税控除の状況の欄については、仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は「除税額〇〇円うち国費〇〇円」、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入する。

2 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容の欄については、該当しない場合は空欄とする。

第3 成果目標の内容

成果目標	
成果目標の達成状況	
目標達成に向けた取組	
事後評価の検証方法	

第4 事業実施主体の生産者に対する支援内容

時期	支援内容	単価	数量	総額	備考
				円	

- (注) 1 当該表に記載する内容は、直近の予算額及び実績額とし、備考欄に「25予算」や「24実績」等を記載する。  
 2 支援内容の欄には、「メイチュウ防除対策助成」や「堆肥助成」など具体的な内容を記載する。  
 3 単価、数量及び総額の欄については、把握できる範囲で記載する。  
 4 県、市町村、農業協同組合等他団体と合わせて助成を行っている場合には、その内容を備考欄に記載する。

第5 収支精算

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
(1) 国内産糖製造合理化事業 ① 基金 ② その他	円	円	円	円	
(2) 気象災害影響緩和対策事業 ① 基金 ② その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
(1) 国内産糖製造合理化事業 ① 基金 ② その他	円	円	円	円	
(2) 気象災害影響緩和対策事業 ① 基金 ② その他					
合計					

第6 添付書類

- 1 設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料
- 2 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」に定める費用対効果分析
- 3 整備施設の収支の状況
- 4 施設の管理運営体制等について確認できる資料（管理運営規程等）
- 5 その他事業報告の内容を補足する資料がある場合は添付すること

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業  
(さとうきび農業機械等リース支援事業)  
事業実施状況報告書

事業実施年度 : 平成○年度 ~ 平成○年度

---

事業実施主体名 : ○○農業協同組合

---



第1 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値		達 成 状 況		受 益		事業内容 (農業機械等リース費用) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費	負 担 区 分			完了年 月 日	備 考
			現 状	目 標	目標年度 実績値	達成率	戸数	面積			基金	事業実施 主体	その他		
		10a当たりの 労働時間を 10%以上削減	(H23年産) h	(H27年産) h	(H27年産) h	%	戸	ha	ケーン ハーベスタ	1 台 (〇円/台)	円	円	円	円	
		10a当たりの 取量を5%以 上増加	t/10a	t/10a	t/10a	%			苗植付機	1 台 (〇円/台)					
		株出栽培面積 の割合を5% 以上増加	ha	ha	ha	%									
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記3の1に該当する目標を記入すること。  
 2 「目標年度」は事業年度の翌々年度とする。  
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。  
 4 「事業内容」の欄については、実施要領第1の農業機械等及び第5の3のリース諸費用を記入すること。なお、リース諸費用については、対象となる農業機械等ごとにそれぞれ記入す。  
 5 補助事業の交付決定により通知された事業の内容及び経費区分と変更後の事業の内容及び経費の区分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで。  
 6 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。  
 7 「備考」の欄に県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。

第2 導入機械等の活用状況（※第2については、事業実施年度の翌々年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合に使用。）

--

農業機械等	指標	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	6年目 (年)	7年目 (年)
	受益面積 (ha)							

- (注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。  
 2 リース契約が継続していることが分かる資料を添付すること。

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業のうち  
甘味資源作物等農業機械等リース支援事業  
(北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業)  
事業実施状況報告書

事業実施年度 : 平成○年度 ~ 平成○年度

---

事業実施主体名 : ○○農業協同組合

---

第1 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値		達 成 状 況		受 益		事業内容 (農業機械等リース費用) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費	負 担 区 分			完了年 月 日	備 考
			現 状	目 標	目 標 年 度 実 績 値	達 成 率	戸 数	面 積			基 金	事業実施 主体	そ の 他		
		10a当たりの 労働時間を 10%以上削減	(H23年産) h	(H27年産) h	(H27年産) h	% %	戸 戸	ha ha	ケーン ハーベスタ 1 台 (〇円/台)	円	円	円	円		
		10a当たりの 取量を5%以上増加	t/10a	t/10a	t/10a	%			苗植付機 1 台 (〇円/台)						
		株出栽培面積 の割合を5% 以上増加	ha	ha	ha	%									
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別記3の2に該当する目標を記入すること。  
 2 「目標年度」は事業年度の翌々年度とする。  
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数ヶ年の平均を現状値とする。  
 4 「事業内容」の欄については、実施要領第1の農業機械等及びそれぞれに必要な事業量(単価、台数、面積等)について記入すること。  
 5 補助事業の交付決定により通知された事業の内容及び経費区分と変更後の事業の内容及び経費の区分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで。  
 6 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。  
 7 「備考」の欄に県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。

第2 導入機械等の活用状況（※第2については、事業実施年度の翌々年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合に使用。）

--

農業機械等	指標	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	6年目 (年)	7年目 (年)
	受益面積 (ha)							

- (注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。  
 2 リース契約が継続していることが分かる資料を添付すること。

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

基金管理団体名  
代表者氏名 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 の評価報告

さとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年〇月〇日付け24生産第〇〇  
〇号農林水産事務次官依命通知）第8の規定により別添のとおり報告する。

- ※1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること。
- 2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第8号別添

甘味資源作物等生産振興緊急対策事業に関する事業評価シート

事業名	(例) 甘味資源作物増産緊急対策事業
事業実施主体名	
事業実施年度	年 月 日 ~ 年 月 日

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	(例) さとうきび生産量を平年水準に増加		
成果目標の達成状況	指標	達成率	
目標値	5,500 トン		
基準年 (平成 年)	5,000 トン		
目標年 (平成 年)	5,400 トン	80%	
改善計画実施結果			
(平成 年)	トン		
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		(理由)	
適正な事業の執行		(理由)	

(注)

- 「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、基金管理団体から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。





番 号  
年 月 日

基金管理団体名  
代表者氏名 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

〔 甘味資源作物増産緊急対策事業  
国内産糖経営体質強化対策事業  
甘味資源作物等農業機械等リース支  
援事業 〕 における改善計画について

〇〇事業において、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画  
(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

区分	指標	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
		基準年 (計画策定時) (年)	目標年 (年)	目標値	達成率	(年)	達成率
成果目標	〇〇〇の増加						

注) 改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

- 4 改善方策  
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制